

子育てに優しい事業所通信

～第1号～



発行：掛川市こども政策課
(令和4年11月)

掛川市では平成29年度より子育てと仕事の両立環境整備に積極的に取り組む事業所を「子育てに優しい事業所」として認定しています。令和4年3月末現在で認定した事業所は38事業所となります。今回は2つの事業所の取り組みを紹介いたします。

(株) キャタラー

所在地：掛川市千浜7800

○子育てに優しい主な取り組み



- ・短時間勤務者のフレックス制度
- ・カフェテリアプラン制度
- ・積立年休制度
- ・不妊治療サポート(休業・費用補助)制度
- ・子どもが小学校6年修了時まで短時間勤務利用可能
- ・管理職向イクボス研修 継続実施 等



Work-life balanceを日本語にすると「仕事と生活の調和・調整」ですが、企業によってその解釈はさまざまです。キャタラーでは、ワークライフバランスを以下のように解釈し、従業員が「生活」と「仕事」で、相乗効果が得られるような働き方改革活動を行っています。

つばみWG

2016年に発足した女性活躍WGです。様々な世代や国籍の女性従業員がメンバーとして参加し、女性活躍推進のための行動計画に沿って研修会の企画や運営、座談会などで意見交換や提案などを行っています。

(株) NECプラットフォームズ

所在地：掛川市下俣800番地

○子育てに優しい主な取り組み

- ・コアタイムのないスーパーフレックス制度を導入
- ・テレワークの活用
- ・1時間単位での休暇取得が可能
- ・年次有給休暇と別に、子の看病や学校行事等を目的とした休暇を年5日付与
- ・子どもが小学校6年修了時まで短時間勤務利用可能
- ・子どもが産まれた社員には一時金付与
- ・カフェテリアプラン制度
- ・ファミリーデーの開催
- ・キャリアアップ意識醸成セミナー等を開催し、女性のキャリア形成を支援



～裏面に続く～

「産後パパ育休」って・・・？

「産後パパ育休」は、今年10月に施行された制度です。生後8週間までに取得する育休のことで、柔軟に取得できるようになっているのが特徴です。最長4週間まで休業することができ、2回まで分割して取得することができます。



誕生

8週間



例1

4週間

例2

4週間

例3

2週間

2週間

例1

出生後すぐから4週間まとめて取得

出産時の付き添いから退院準備、ママが動けないこの時に取得するパターン。

例2

後半の4週間にまとめて取得

里帰り出産の場合など、自宅に戻るタイミングに合わせて育休を取得するパターン。

例3

2回に分けて取得

1回目は、産後すぐに2週間取得し、2回目は少し開けて2週間取得する、など、分割して取得するパターン。3週間+1週間など、組み合わせは自由。

【関連リンク】

厚生労働省HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>



認定事業所の一覧
を掲載しています。

掛川市HP

【問い合わせ先】

掛川市役所こども希望部こども政策課

〒436-8650 掛川市長谷一丁目1-1

電話：0537-21-1211

e-mail : kodomoseisaku@city.kakegawa.shizuoka.jp